

2022年9月28日  
株式会社TBM

## 株式会社オルタナへの名誉毀損訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社TBM（本社：東京都千代田区、代表取締役CEO：山崎敦義）は、2021年4月5日に提訴した株式会社オルタナ（本社：東京都目黒区、代表取締役社長：森撰、以下オルタナ）及び森代表に対する、名誉毀損による記事や投稿の削除及び損害賠償請求訴訟において、本日、東京地方裁判所から判決の言い渡し及び判決文の送達を受けましたのでお知らせいたします。

この度の訴訟の経緯は以下の通りです。2020年4月10日に、オルタナが「石灰石ペーパーLIMEXが「容り法ただ乗り」の疑い」と題して、当社がLIMEX製袋の提供を通じて、容器包装リサイクル法（以下、容り法）における違法行為をしているかのような記事（以下、本件記事）を公開しました。また、記事公開直後に、当社の取引先に対してLIMEX製品の使用中止を促すような質問書の送付等を行いました。記事公開及び一連の行動によって社会的評価・信用の毀損を被ったとして、当社は2021年4月5日に、名誉毀損による記事や投稿の削除、損害賠償請求訴訟を提起いたしました。本件につきまして当社は、本件記事の掲載後に、所管官庁に対して第三者検査機関による分析結果や製品の設計、製造時の品質管理の状況等を報告し、当社が容り法を違法していないという明確な見解を得ております。

### ■ 判決の内容

本日言い渡された判決では、オルタナは一定の取材に基づいて記事を執筆していることなどから、当社から要求した記事や投稿の削除、名誉棄損が認められませんでした。裁判所は「本件記事で扱われたレジ袋の最大成分がプラスチックだった」「一部のLIMEX製レジ袋が容り法違反に当たる」といった記述について、真実性の証明がないと判断しました。そもそも容り法の適否の判断は1点、2点の検体のみの分析結果から判断されるものではなく、関係省庁からは当社の製造時の品質管理等を総合的にご確認いただいた上で当社が容り法を違法していない点について明確な見解を得ていますが、今回の判決で記事の真実性が否定され、法令違反がなかったことが改めて証明されました。当社を支えてくださるステークホルダーの皆様におかれましては、ご安心いただけると幸いです。

これからも当社は、様々な困難や心ない誹謗中傷に屈することなく、地球の社会課題解決に向けたサステナビリティ革命の実現のために、数多くのパートナーや応援して下さる皆様からの期待と責任を背負い、スタートアップの精神をもって挑戦し続けてまいります。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上